

2001
3月5日
月刊
現代人

18

公 益 的 弁 護 士 と し て
働 く こ と
シ ン イ マ イ さ ん に 聞 く

特別インタビュ

司法改革ウォッチング

福岡捜査情報漏洩事件と官僚司法の病理

馬場健一

独自の「国民の司法参加」制度確立と
国際社会の日本評価

福来寛一

広島大学法科大学院構想の現時の
グランドデザイン

甲斐克則

[資料ファイル] 司法制度改革審議会第37回議事録～第45回議事録概要

[司法☆八方☆オピニオン]

オランダの司法視察報告記…岡文夫

被拘禁者の人権と人間性の尊重を求めて…海渡雄一

特集

弁護士 隣接法律専門職種の ホスト司法改革

「弁護士と隣接法律専門職の
座談会 中長期展望」

現代人

独自の「国民の司法参加」制度確立と 国際社会の日本評価

日本は国連の常任理事国入りにやっきだが、司法制度における民主化が立ち遅れているまでは、国際社会で評価されない。今こそ独自の「国民の司法参加」制度を確立すべきである。

ふくらひ・ひろし
福来 寛
カリifornia大学サンタクルーズ校教授
専攻・社会学
主要著書（すべてアメリカでの出版）
Race and the Jury. Plenum Press, 1993.（人種と陪審制度）
The Racialized Jury Box. SUNY Press, 2001.（陪審席の人種的構成と多様性）
Anatomy of the McMartin Child Molestation Case. University Press of America, 2001（マックマーチン児童性虐待・陪審裁判）

立ち遅れる司法制度民主化

日本政府は国連安全保障理事会の常任理事国入りを目指し活動を活発化させている。日本の常任理事国入りは、外務省のみならず学者を含む多くの論者から「当然」とされてきた。去年7月の沖縄サミットでも、安保理改革と常任理事国加盟の重要性を先進国にアピールしたばかりである。

しかし、日本に対する世界の評価は厳しい。その理由のひとつに司法制度民主化の立ち遅れが挙げられる。日本は先進国の中でも、職業裁判官だけで裁判を行っている例外的な国に属するからである。国連常任理事の全5カ国は、市民が司法参加できる陪審制または参審制を導入している。陪審制はアメリカ、イギリス、中国（香港）、ロシアで機能しており、フランスは参審員の数が裁判官よりはるかに多い、比較的陪審制に近い参審制を導入している。中国本土は1994年に参審制導入の法律を制定した。

日本が安保理改革を訴え常任理事国入りを目指すなら、国家制度の要ともいえる司法制度を、より高度で民主的なものに作り上げなければならない。現在、タイムリーにも司法改革が日本の大きな政治課題として浮上している。論点は多岐にわたるが、参審制・陪審制導入のはずもそのひとつとなっている。

このレポートでは、前述の常任理事国を含めた世界の国々の陪審制・参審制を検証してみたい。そしてこれらの国々の司法制度がもつ独特で多種多様な「顔」を紹介してみたい。そして民主的で世界に誇れる日本の司法制度を確立してほしいというのが、このレポートの狙いである。

1月30日に司法制度改革審議会は「裁判員制」という、国民の司法参加を促す新しい制度を提案し

た。日本の司法改革は、常任理事国入りに向けて司法民主化を世界にアピールできるすばらしいチャンスであり、陪審制理念に則る日本独自の「裁判員」制度確立は、国際社会の日本評価において非常に重要な意味をもつことになる。

常任理事国と司法制度

まずははじめに、国連常任理事国であるロシア、イギリス、フランス、中国、そしてアメリカの陪審・参審制度を紹介・検証してみたい。

…1 ロシア

1991年10月にロシア連邦最高裁判所は、司法改革構想を発表し、形骸化していた裁判官1名と参審員2名からなる参審制を廃止した。同時に陪審制導入を決定、1993年7月に陪審法が成立した。同年12月15日には、1917年ロシア革命以来、最初の陪審裁判がサラトフ行政区で行われ、2人のジプシー兄弟が有罪の評決を受けた。

評決方法はアメリカやイギリスと異なり、3時間以上全員一致の評決が出ない場合、7人以上の多数決で決定する。また有罪の場合、過重軽減事由・情状酌量の余地があるか否か判断することもできる。現在、89の行政区のうち9の行政区で陪審裁判が行われている。陪審制が未だ導入されていない80の行政区の無罪率は約1%であるが、9つの行政区の無罪率は16%と高い。

1998年にロシア憲法裁判所は、下級裁判所での死刑判決は他の行政区が陪審制を導入するまで禁止する決定を出した。そして、9つの区でも、他の行政区との平等性を保つため、死刑判決を禁止した。つまり、陪審制導入はロシアに全面死刑廃止をもたらす可能性がある。

らしたのである*1。

…2 中国

中国裁判機関としての人民法院は長年、参審制を取り入れてきた。参審員は裁判官と同等の権利義務を有し、参審制はかつて中国裁判制度の特色のひとつとみなされてきた。

1994年に採択された法律では、刑事・民事での参審裁判が認められている。刑事参審は罪状によって1人から3人の裁判官、2人から4人の一般人で構成される。23歳以上で選挙権を有し、選挙に立候補できる資格をもつ者は誰でも参審員になれる。しかし、これまでの裁判では、参審員は各界専門家がほとんどであり、現在は形骸化してきている。

1998年に人民法院は、参審制改善のための法整備を始めた。中国全国人民代表大会の李鵬委員長は近年の検察官汚職・腐敗に憂慮し、1998年に陪審制導入を提案した*2。

また、香港は1997年に中国本土に復帰したが、民事・刑事の両陪審制度はそのまま継続されている。刑事陪審は重罪事件で使用され、民事陪審は名誉毀損や検察当局の違法行為がその対象となる。陪審は7人ないし9人で構成され、21歳から64歳、視聴覚に問題がない、英語・中国語を解する者が対象となる。陪審召喚状に応じない者は3000ドルの罰金が科される。雇い主が陪審裁判に召喚された従業員に対し雇用差別等を行った場合、懲役3年以内の罪か25000ドルの罰金が科される*3。

…3 イギリス

イギリスは近代陪審制の発祥の地とされているが、現在は多様な陪審制が機能している。たとえば、イングランドとウェールズは刑事陪審のみであるが、スコットランドは民事・刑事陪審がある。陪審員の資格は18歳から70歳までの、選挙権をもち、13歳以降最低5年継続してイギリスに居住している者が対象となる*4。

…4 フランス

1941年に陪審制が廃止され、現在は参審制がとられている。2人の判事と9人の参審員から構成され、罪責・量刑の決定権をもつ。被告に不利な評決が出る場合、最低8人の賛同が必要となる*5。

…5 アメリカ

人種・性別・学歴に関係なく、陪審員は無作為に選ばれる。陪審制は刑事・民事の両方で機能している。

刑事裁判はオレゴンとルイジアナ州を除き、全員一致の評決が必要となる。陪審員の数は通常12名であるが、フロリダでは一級殺人以外の重罪事件では6名の陪審員が評議する。民事陪審は通常12人の陪審員から構成され、評議は多数決で決まる*6。

ヨーロッパでの陪審制度

多くのヨーロッパの国々は、職業裁判官制・参審制・陪審制を併用している。オーストリア、ベルギー、デンマーク、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、ノルウェー、スペイン、そしてスイスは現在、陪審制を導入している。

オーストリア陪審は8人で構成され、重罪のみに適用される。5対3の評決が有罪で、4対4は被告の勝訴となる。軽罪は裁判官2人と参審員2人が合議する。評決は陪審裁判と同様に多数決で決まる*7。

ベルギー陪審は重罪で用いられ、12人で構成される。有罪には最低7名の評決が必要となる。量刑はさらに陪審と判事の共同審議で決まる。陪審裁判は主に、巡回裁判(Court of Assizes)で用いられている。

ノルウェーでは陪審制と参審制が共存し、軽罪は1人の判事と2人の参審員が合議する。上訴は10人の陪審員が審議し、評決には最低7人の賛同が必要となる。

デンマークでは禁固刑4年以上の犯罪が陪審裁判の対象となり、12人の陪審員のうち8人の評決で有罪が確定する。量刑は陪審と3人の判事の合議で決まる。軽罪では参審制が適応され、2人の参審員と1人の判事が審議し多数決で決める。上訴は6人の参審員と3人の裁判官が合議する*8。

スペインは1993年に陪審制を導入した。重罪・政府役人への犯罪が陪審裁判の対象となる。陪審は9人で構成され、有罪は7人、無罪には5人の評決が必要となる。また罪状軽減の決定は5人の評決が必要となる。

ポルトガルでは禁固刑8年以上の犯罪が陪審裁判の対象となり、検察側の請求で開かれる。禁固刑8年までの犯罪は参審制の対象となり、合議は3人の判事と4人の参審員の多数決で決まる*9。

その他のヨーロッパの国々では、現在、陪審制の導入・復活が活発に議論されている。かつてソ連傘下にあったアルバニア、アルメニア、ブルガリア、ジョージア、ウズベキスタンなどの中央・東ヨーロッ

パ諸国は、新たな民主主義政策の下で陪審制導入を検討している。旧ユーゴスラビア連邦から独立したボスニア・ヘルツェゴビナやセルビア・モンテネグロも、現在陪審制導入を模索している。アメリカ法曹協会は、1990年代初頭に中央・東ヨーロッパ法制度イニシアチブ(Central and East Europe Law Initiative-CEELI)を創設し、ソ連崩壊後に独立した国々に法律専門家を年間契約で派遣し、民主的司法制度の導入と確立を手助けしている^{*10}。

中南米・南太平洋での陪審制度

メキシコは、政治事件と報道に関するケースにおいて陪審裁判を使用している。陪審は7人で構成され、評議は多数決で決まる。

国内紛争が長年続いたニカラグアは、サンダニス夕政権崩壊後、再び陪審制を導入した。陪審は4人で構成され、評決は全員一致で決まる。

パナマでは殺人事件で陪審制が適用され、7人の陪審員が多数決で決める。

エルサルバドルの陪審制は懲役8年以上の犯罪において適用され、5名の陪審員が多数決で決める。

ブラジルでは殺人事件で陪審制が使われ、パナマと同様に7名の陪審員が多数決で決める。

またジャマイカ、トリニダード・トバゴ、タークス・カイクスのカリブ海諸国も陪審制を導入している。

ガイアナは4人からなる刑事陪審を導入している^{*11}。

オーストラリアは12人からなる刑事陪審を導入している。管轄区によって違いはあるが、陪審員への給与保証制度が確立している。陪審員には日給20ドルが支給され、収入が20ドル以上減給した場合、最高額100ドルまで補償される。さらに子ども・老人などの世話の費用として、1日最高80ドルの補助金が出る^{*12}。

隣のニュージーランドは、オーストラリアと同様に陪審は12人から構成される。しかし、オーストラリアと異なり民事陪審も存在する。近年、傷害・損害事件などの陪審裁判増加が報告されている^{*13}。

ドイツ参審制

昨年、日本の最高裁は国民の司法参加にあたり、参審員に評決権を与えない参審制導入を提案した。12月には、法務省がドイツ型参審制導入を示唆し

た。しかし上に述べたように、参審制を導入している国々の多くが陪審制を併用し、参審制だけで機能する西ヨーロッパの国は、フランス、スウェーデン、ドイツ、イタリアと少ない。フランスとイタリアの参審制は、参審員の数が裁判官よりも圧倒的に多く、比較的、陪審制に近いシステムと言える。フランス参審は2人の裁判官と9人の参審員、イタリア参審は2人の裁判官と6人の参審員から構成される。またイタリアでは、上訴は参審ではなく陪審が審議する。

ドイツ参審制は、フランスやイタリアとは性格がまったく異なる。ドイツはもともと陪審制を導入していた。1877年の司法構造法で成立され、陪審は12人から構成されていた。しかし、ヒットラーがナチス党首となった3年後の1924年に廃止され、1941年には参審制が導入された。その後、最大6名いた参審員を徐々に減らし、現在は軽罪事件は1人の裁判官と2人の参審員、重罪事件は3人の判事と2人の参審員が合議する。重罪事件では、参審員の数が裁判官より少ないシステムになっている。とくに1990年の東ドイツとの統合以降、急激に犯罪が増加し、それに迅速に対処するため裁判官の管轄権を徐々に広げ、効率よく処理しようとしている。また裁判官は参審員に調査書類の閲覧拒否の権限も有する。現在のドイツ参審制は書面裁判の側面をもち、民主的制度とはほど遠いものとなっている^{*14}。

日本独自の「顔」をもつ陪審制度確立の意義と実現

ヨーロッパの国々は、絶対君主制度から民主制度に移行する過程で陪審制度を導入した。そしてソ連を含めたほとんどの国々は、19世紀末・20世紀前半まで陪審制を機能させていた。イタリアは1931年にファシストが廃止するまで陪審制を導入していた。フランスは第二次世界大戦勃発2年後の1941年まで陪審制を使用していた。また冷戦後も、中央・東ヨーロッパ、中央アメリカ、南アフリカ、そしてその他の第三世界の国々は、専制主義から民主主義に移行する過程で陪審制度導入を真剣に検討している。

フランスの思想家・トクヴィルは、陪審制は民主主義イデオロギーが生んだ理想の司法制度と言う^{*15}。参審制も理想的概念として民主的精神の側面をもつ。しかし、そのシステムの根底には、裁判官の審理参加という大前提がある。裁判官という職業は、国の司法制度・政策の中核として重要な役割をも

つ。いわゆるエリートと言われる職人であり、一般人とはかなり異なる教育・社会経験をもつ。国家が創った教育制度・資格制度を経て選出される司法組織の一員なのである。

陪審・参審制導入の是非において、アメリカ、ドイツまたその他の国々の司法制度の問題点を指摘し、賛成・反対論を展開する傾向がある。我々はこの議論のなかで、理想的な司法制度という「答え探し」をしてはいないだろうか。法務省が昨年末、ドイツ型参審制導入を示唆した。それは、まさに官僚エリートが考えた「答え」であるかもしれない。宮澤節生早稲田大学教授は、「法教育と日本エリートの再生産」という論文の中で、明治以降の教育制度・受験体制・司法官僚制度との密接な関係を指摘する^{*16}。アメリカの文化人類学者トム・ローリーンは、さらに「日本の高校」という本の中で、官僚エリートの出身校、いわゆる日本の進学校の実態を検証し、官僚制度と受験制度との親密な関係を指摘する。同時に受験偏重の弊害も指摘している。そのひとつに、問題提起されるとすぐに「答え探し」を始める思考癖を挙げている^{*17}。日本の受験・試験問題は必ず解答が存在するからである。

一口に陪審制と言っても、世界にはさまざまな制度が存在する。それは逆に、理想的で完璧な司法制度という「答え」は初めから存在しない証でもある。したがって、アメリカ・ロシア・スペインなどの国々は、できるだけ民主的で公正・公平な司法制度を創り上げようと努力している。つまり、答えは存在するものではなく、創り出すものだからである。日本もアメリカやイギリスの陪審制にこだわらず、世界に誇れる民主的な司法制度を創り上げることは可能なはずである。たとえば、陪審員・裁判員数、評決方法、選択プロセス等いろいろ模索・議論してもよいだろう。評決においても検察審査会と同程度の理由を付すことも可能かもしれない。大切なことは、一般市民の司法参加を可能にする司法制度を、自分たちで考え、努力して創り上げていくプロセスである。世界の多くの国で、参審制ではなく陪審制導入が真剣に検討されているのは、最後に創り出される司法制度の重要さのほかに、創作過程での国民も含めた民主的審議の大切さを反映しているのかもしれない。

1月末に司法制度改革審議会が提案した「裁判員制」も、情報開示を推進し、罪責・量刑決定に一般市

民の司法参加を積極的に促す、いわば陪審制の理念に則るシステムを日本は確立しなければならない。

スペイン、ロシアなど、近年民主化の後進国とみなされていた国々が90年代初期に次々に独自の陪審制を導入し、先進国の仲間入りをしたのは、記憶に新しい。陪審制に則った「裁判員」制度導入は、日本の司法民主化を大きく世界にアピールする絶好の機会である。もし日本が国連安保理の常任理事国入りを真剣に考えるなら、日本独自の「顔」をもつ民主的な司法制度導入は、国際社会の日本評価において大変重要な意義をもつことになるであろう。

*1 Thaman, S. 1999. "Europe's new jury systems: The cases of Spain and Russia," *Law and Contemporary Problems*: 62:233-259.

*2 Kwan, D. 1998. "Li Peng pushes for juries and open trials," *S. China Morning Post*, Sept. 17.

*3 Jiang, D. 2000. "Judicial reform in China: New regulations for a lay assessor system," *Pacific Rim Law and Policy Journal* 9:569-590.

*4 Vidmar, N. 1999. "The common law jury," *Law and Contemporary Problems* 62:1-5.

*5 Savitt, W. 1996. "Villainous verdicts? Rethinking the Nineteenth-Century French jury," *Columbia Law Review* 96:1019-1061.

*6 Fukurai, H. and R. Krooth. 2001. *The Racialized Jury Box*. New York: SUNY Press.

*7 Schwartz, E. and W. Schwartz. 2000. "And so say some of us...What to do when jurors disagree," *Southern California Interdisciplinary Law Journal* 9: 429-463.

*8 前掲注*7、p. 446 FN34を参照。

*9 前掲注*1を参照。

*10 "CEELI wants you," *Judges' Journal* 39: 42-44.

*11 Thaman, S. 1998. "Spain returns to trial by jury," *Hastings International and Contemporary Law Review* 2: 241-412, p. 250.

*12 Chesterman, M. 1999. "Criminal trial juries in Australia: From penal colonies to a federal democracy," *Law and Contemporary Problems* 62: 69-102.

*13 前掲注*4を参照。

*14 Dubber, M. 1995. "The German jury and the metaphysical volk: From romantic idealism to Nazi ideology," *American Journal of Comparative Law* 43:22 7-271.

*15 Tocqueville, A. 1963. *Democracy in America*. New York: Knopf, pp. 280-87.

*16 Miyazawa, S. & H. Otsuka. 2000. "Legal education and the reproduction of the elite in Japan," *Asian-Pacific Law & Policy Journal* 1:2-32.

*17 Lohren, T. 1983. *Japan's High Schools*. Berkeley, CA: University of California Press. ●